

2019年全国家計構造調査 匿名データの作成方針（案）

1 基本的な考え方

2019年全国家計構造調査の匿名データ化については、前身調査である全国消費実態調査の匿名データの作成方針を踏まえ、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「ガイドライン」という。）の匿名データの作成に係る匿名化処理基準（以下「匿名化処理基準」という。）に準拠した秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、調査の変更、社会経済情勢の変化及び他調査の作成方法等を勘案し、2019年全国家計構造調査の特性に応じた措置を講じる。

2 作成する匿名データの構成概要

これまでに作成してきた全国消費実態調査に係る匿名データに準拠し、以下の匿名データを作成する。

調査年次	集計体系等	世帯の別	調査本体の 標本の大きさ	リサンプ リング率	匿名データの 標本の大きさ
2019年	家計総合集計 （細分類）	二人以上の世帯	約 33,000 世帯	約80%	約 26,000 世帯
		単身世帯	約 8,800 世帯		約 7,000 世帯
	所得資産集計	二人以上の世帯	約 64,000 世帯		約 51,000 世帯
		単身世帯	約 15,100 世帯		約 12,100 世帯

3 適用する匿名化処理

2019年全国家計構造調査では、ガイドラインの匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を適用する。

なお、新規・廃止の調査項目及び廃止の調査票並びに調査対象の変更等は以下のとおり。

(1) 新規の調査項目

< 世帯票 >

世帯の人数

ふだん1週間の就業時間

月々支払っている家賃及び住宅ローン

< 年収・貯蓄等調査票 >

親族などに仕送りをした額

企業年金の掛金（本人負担分のみ）

固定資産税・都市計画税

自動車税・軽自動車税・自動車重量税

(2) 廃止の調査項目

<世帯票>

世帯員氏名
育児休業の取得の有無
国公立・私立の別
各種学校・塾など
(勤め先又は自営事業)名称及び事業の内容
介護をしている状況
家計を主に支える人の氏名
子の住んでいる場所
被災に関する事項
住居への入居時期
設備の有無

<家計簿>

現物支給、もらい物・もてなし、自家産

<年収・貯蓄等調査票>

貯蓄現在高の合計のうち外貨預金・外債・外国株式

(3) 廃止の調査票

- ・ 耐久財等調査票

(4) 調査対象の変更等

<世帯票>

就学状況
全世帯員の就学状況を調査する項目に変更
仕事の種類(職業)
世帯主の仕事のみを捉えるように変更
勤め先の企業区分・規模
世帯主の仕事のみを捉えるように変更
要介護・要支援認定の状況
個人単位から世帯単位に変更し、要介護・要支援の認定を受けている人の人数を把握

4 その他

調査の変更、社会経済情勢の変化及び他調査の作成方法等を勘案し、一部の調査項目の匿名化の処理を見直した。また、同一世帯を集計体系共通で分析することが可能なデータ構成とした。

なお、匿名データの作成・確認表を作成する際に、組み合わせ等により個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、削除等の匿名化処理を行う。